

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター 情報セキュリティ基本方針

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(以下「当センター」という)は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すため、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進し、そのために必要なあらゆる関係者との協働を模索しつつ、常に自殺対策の現場を意識しながら「当事者」や「支援者」との対話を繰り返し、自らも果敢に「先進的なモデル」作りに挑みながら、同時に、効果的かつ効率的に事業を推進するための研究や検証を強化することなどを通じて、我が国の自殺総合対策の牽引役を務めます。

この考えのもと、事業活動のために保有または利用する情報資産を盗難、改ざん、破壊、漏えい、不正アクセス行為等の脅威から保護し、適切に管理・運用を行うための指針として、情報セキュリティ基本方針(以下「本基本方針」という)を定めました。当センターのすべての役員、職員等(以下「職員等」という)が本基本方針に従い、倫理観をもって業務に携わることを宣言いたします。

制定:2021年1月25日
一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター
代表理事 清水 康之

1. 情報セキュリティマネジメント体制の確立

当センターは、情報セキュリティマネジメントシステムを推進する上で、情報セキュリティ管理責任者を設置し、情報セキュリティ管理責任者の指揮の下、情報セキュリティの維持、向上に取り組みます。また、これらの取り組みを定期的に監査し、改善に努める体制を整備します。

2. セキュリティ対策の実施

当センターは、情報資産を保護するためにリスクアセスメントを実施し、情報漏えい対策、不正アクセス対策、ウイルス対策、信頼性対策など、情報システムに対するセキュリティ対策を実施します。

3. 見直し

当センターは、事業環境の変化、社会環境や法規制の変化、情報関連技術の最新動向および新たに発見されたリスクに照らし合わせて、本基本方針の見直しを適宜行い、継続的な改善を行います。

4. 法令、国が定める規範および契約上の要求事項への適合

当センターは、情報セキュリティに関連する法令、国が定める規範又は契約上の義務ならびにセキュリティ上の要求事項に対する違反を避けるため、これらの要求事項を明確にして適合するための対策を策定し実施します。

5. 業務委託に関するセキュリティ対策

当センターは、業務の外部委託について、当法人の機密情報および個人情報の保護の観点から、委託先の適格性の審査、業務委託契約の内容に関する不断の見直しと改善を図ります。

6. セキュリティ事故発生の予防と対応

当センターは、情報セキュリティ事故の発生予防に努めるとともに、万一、事故が発生した場合には、再発防止策を含む適切な対策を速やかに講じます。

7. 情報セキュリティに関する教育・訓練

当センターは、情報資産を利用する当センターの職員等に対し、情報セキュリティに関する定期的な教育・訓練を行い、情報セキュリティの重要性、情報資産の適切な取り扱いおよび管理に関し周知・徹底を図ります。

8. 事業継続管理

当センターは、偶発的に発生する災害・故障・過失による事故及び意図的に発生する情報資産の盗難・改ざん・破壊・漏えい・それに対する不正アクセス行為・悪用などによる事業の中断を可能な限り抑え、事業の継続を確保します。